

※ 今後、選択していただいた事業者から連絡があり、利用調整を行っていただいた後、配食が開始となります。

1 事業者の選択

- (1) 注文は1か月を単位とし、1世帯につき1事業者のみの利用となります。
- (2) 同一事業者内での弁当の種類の変更は可能ですが、月の途中で事業者を変更することはできません。同一事業者内で弁当の種類を変更する場合は、前日の正午までに直接事業者へ連絡してください。
- (3) 事業者自体を変更する場合は、1週間前までに事業者へ停止の申し出を行うとともに、速やかに新たな事業者へ申し込みを行ってください。
- (4) 変更や停止等の申し出をしなければ自動更新となります。

2 安否確認

- (1) 安否確認のため、弁当は直接、手渡しさせていただきます。
- (2) 利用者の方に異常等があった場合は、緊急連絡先や消防署等の関係機関に連絡させていただきます。
- (3) 配達時に不在だった場合は弁当を持ち帰り、その後、安否確認のため電話を入れさせていただきます。なお、その際の弁当代金は全額利用者の方に負担していただきますのでご注意ください。(市の助成は受けられません。)

3 配食時間

- (1) 配食時間は事業者によって異なりますので、事業者へ申し込みの際に時間を確認していただき、その時間をご自宅でお待ちください。
なお、配食の時間指定は受け付けておりませんのでご了承ください。
- (2) 配達された弁当は、なるべく早めにお召し上がりください。
- (3) 不在の場合、再度の配食は行いませんのでご注意ください。

4 料金の支払い

- (1) 事業者によって支払方法(口座振替、現金払い等)や支払時期が異なります。
- (2) どのお弁当を注文されても、市は1食あたり定額300円(月～金曜日の昼食又は夕食のうち週5回、かつ、1日1回を限度)を助成しますので、市の助成額を差し引いた金額を直接事業者へ支払ってください。(注文する弁当によって自己負担額が変わります。)

5 弁当のキャンセル

- (1) 配食のキャンセルは、各事業者が指定する時間までに連絡してください。各事業者の指定時間は事業者一覧表で確認してください。
- (2) 指定時間以降のキャンセルの場合の代金は、全額利用者の負担になります。(市の助成は受けられません。)
- (3) 指定時間以降急用で不在になる場合でも、可能な限り連絡してください。

6 配食の確認

- (1) 配食実績を確認するため、1か月ごとに確認書に署名をいただきます。なお、確認書は、配食事業者が持参いたします。

7 その他事項

- (1) 台風や地震などの自然災害により、やむを得ず配食を中止する場合があります。
- (2) 配達や弁当内容などに関する問い合わせは、直接事業者に連絡してください。
- (3) 同封の「配食サービス利用助成決定通知書」は、今後配食事業者を変更する場合などに必要となりますので、大切に保管してください。

問い合わせ先 春日井市健康福祉部 介護・高齢福祉課

TEL 85-6182 FAX 84-5764